

名古屋市公報

平成29年 8月30日

第1222号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼
発行人 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (健福・保護課) (第547号)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (健福・保護課) (第548号)	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第549号)	8
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (健福・保護課) (第550号)	10
○ 名古屋市南陽交流プラザの指定管理者の公募について (健福・環境薬務課) (第551号)	12
○ 定期調査報告書及び定期検査報告書に添付する定期調査票等を定める件 (住都・監察課) (第552号)	14
○ 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第553号)	24
○ 名古屋都市計画用途地域の変更 (住都・都市計画課) (第554号)	25
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更 (住都・都市計画課) (第555号)	26
○ 名古屋都市計画高度地区の変更 (住都・都市計画課) (第556号)	27
○ 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 (住都・都市計画課) (第557号)	28
○ 名古屋都市計画風致地区の変更 (住都・都市計画課) (第558号)	29
○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第559号)	31
○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第560号)	32
○ 名古屋都市計画地区計画の決定 (住都・都市計画課) (第561号)	33
○ 換地処分通知に係る公示送達 (住都・市街地整備課) (第562号)	34
○ 告示の訂正について (緑土・都市農業課) (第563号)	35
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について (環境・地域環境対策課) (第564号)	36
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について (健福・障害者支援課) (第565号)	37
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について (健福・障害者支援課) (第566号)	40

名古屋市告示第 547号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
なごや在宅クリニック	名古屋市南区赤坪町 6番地	平成29年 6月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月日
若水十全薬局	名古屋市千種区高見一丁目 6番 1号	平成29年 6月15日
名駅錦通眼科	名古屋市中村区名駅南一丁目13番 8号	平成27年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 548号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	医療法人親和会松和病院
	新	医療法人親和会富田病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打出二丁目51番地
	新	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地
変更年月日	平成29年 7月 1日	

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	医療法人親和会松和病院
	新	医療法人親和会富田病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打出二丁目51番地
	新	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地
変更年月日	平成29年 7月 1日	

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	キョーワ調剤薬局朝日ヶ丘
	新	キョーワ薬局朝日が丘店
介護事業所の所在地	名古屋市名東区朝日が丘98番地	
変更年月日	平成29年 7月 1日	

介護事業所の名称	旧	キョーワ調剤薬局天白店
	新	キョーワ薬局天白店
介護事業所の所在地	名古屋市天白区高坂町 288番地	
変更年月日	平成29年 7月 1日	

4 介護予防訪問居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	医療法人親和会松和病院
	新	医療法人親和会富田病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打出二丁目51番地
	新	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地
変更年月日	平成29年 7月 1日	

5 短期入所療養介護

介護事業所の名称	旧	医療法人親和会松和病院
	新	医療法人親和会富田病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打出二丁目51番地
	新	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地
変更年月日	平成29年 7月 1日	

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	医療法人千代田
介護事業者の所在地	名古屋市守山区大森八龍二丁目1016番地
介護事業所の名称	太陽の森居宅介護支援事業所

介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区大森八龍二丁目1016番地
	新	名古屋市守山区小幡千代田11番 3号
変 更 年 月 日	平成29年 4月 1日	

7 介護療養型医療施設

介護事業所の名称	旧	医療法人親和会松和病院
	新	医療法人親和会富田病院
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区打出二丁目51番地
	新	名古屋市中川区かの里一丁目 301番地
変 更 年 月 日	平成29年 7月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 549号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岸本耳鼻咽喉科	名古屋市千種区古出来三丁目 2番 5号	平成29年 8月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
岸本耳鼻咽喉科	名古屋市千種区古出来三丁目 2番 5号	平成29年 8月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
岸本耳鼻咽喉科	名古屋市千種区古出来三丁目 2番 5 号	平成29年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 550号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社フュージョン 名古屋市北区水草町 1丁目37 番地の 1	ヘルパーステーションふわふ わ 名古屋市北区萩野通 1丁目18 番地の10	平成29年 6月30日
株式会社ナカ 名古屋市西区平出町28番地	株式会社ナカ指定訪問介護事 業所 名古屋市西区平出町28番地	平成29年 7月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社ゆうあい介護 あま市西今宿梶村一48番地	もみの木訪問看護ステーション 名古屋市中川区長良町 3丁目 7番地の 2	平成29年 4月 1日

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ナカ 名古屋市西区平出町28番地	株式会社ナカ指定福祉用具レンタル 名古屋市西区平出町28番地	平成29年 7月 1日

4 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社ナカ 名古屋市西区平出町28番地	株式会社ナカ指定福祉用具レンタル 名古屋市西区平出町28番地	平成29年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 551号

名古屋市南陽交流プラザの指定管理者の公募について

名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）第11条第 1項の規定により、名古屋市南陽交流プラザの指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年 8月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市南陽交流プラザ

(2) 所在地

名古屋市港区東茶屋三丁目 123番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設を一般の利用に供すること。

(2) 施設の使用の許可に関すること。

(3) 施設の使用料の徴収に関すること。

(4) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関する
こと。

(5) その他市長が定める業務

3 指定期間

平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2654

ファクシミリ番号 052-972-4194

電子メールアドレス shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成29年 8月21日（月）から同年 9月25日（月）の午前 9時00分から午後 5時00分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000096594.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

平成29年 9月25日（月）午後 5時00分

イ 受付方法

事前の電話連絡の上、 4(1) の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市告示第 552 号

定期調査報告書及び定期検査報告書に添付する定期調査票等を定める件

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号。以下「細則」という。）第8条及び第9条に規定する特定行政庁が別に定める定期調査票等を次のように定めます。

平成29年 8 月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 細則第8条第3項第1号の特定行政庁が別に定める定期調査票の様式は、別記第1号様式とします。
- 2 細則第9条第3項第1号の特定行政庁が別に定める建築設備定期検査票の様式は、別記第2号様式とします。
- 3 細則第9条第3項第1号の特定行政庁が別に定める防火設備定期検査票の様式は、別記第3号様式とします。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行します。
- 2 平成28年名古屋市告示第315号（定期調査報告書及び定期検査報告書に添付する定期調査票等を定める件）は、廃止します。

名古屋市住宅都市局建築指導部監察課

定期調査票

(第一面)

1. 前回指摘の改善状況								
調査項目	未改善	改善済	改善済の状況					
敷地及び地盤								
建築物の外部								
屋上及び屋根								
建築物の内部								
避難施設等								
その他								
2. 建築設備等の種類								
換気設備	場所	種類	機械換気			中央管理方式の 空気調和設備	適用除外	既存 不 適 格
			自然換気	第1種	第2種			
	無窓居室							
	火気使用室							
居室等								
排煙設備	場所	種類	自然排煙		機械排煙	平成12年建設省 告示第1436号	適用除外	既存 不 適 格
			特別避難階段の付室	非常用のエレベーター の乗降ロビー				
	居室等							
	居室等							
非常用の 照明装置	場所	種類	蓄電池		自家用発電装置	平成12年建設省 告示第1411号	適用除外	既存 不 適 格
			(内蔵形)	(別置形)				
	居室							
	廊下							
階段								
防火設備	種類	常時閉鎖式を 除く防火扉		防火シャッター	耐火クロス スクリーン	ドレンチャー	その他 ()	
	設備の有無							

3. その他の法令													
建築基準法	露出した吹付け石綿等（平成18年国土交通省告示第1172号第1号及び第2号に掲げるもの）の施工の有無について <input type="checkbox"/> 無（ <input type="checkbox"/> 全て対策済） <input type="checkbox"/> 不明（吹き付け石綿の分析予定 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 平成 年 月頃） <input type="checkbox"/> 有（ <input type="checkbox"/> 全て未対策 <input type="checkbox"/> 一部対策済） 未対策場所：室名 （ <input type="checkbox"/> 天井 m ² <input type="checkbox"/> はり m ² <input type="checkbox"/> 壁 m ² <input type="checkbox"/> 柱 m ² ） 今後の飛散防止対策の有無について（上記設問で不明又は有の場合） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（平成 年 月頃）												
建築物の耐震改修の促進に関する法律	特定の建築物 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 劇場 <input type="checkbox"/> 映画館 <input type="checkbox"/> 観覧場 <input type="checkbox"/> 演芸場 <input type="checkbox"/> 集会場 <input type="checkbox"/> 公会堂 <input type="checkbox"/> 展示場 <input type="checkbox"/> 物品販売店舗 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 遊技場 <input type="checkbox"/> 公衆浴場 <input type="checkbox"/> 複合用途（主要用途： ） <input type="checkbox"/> 飲食店等（キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの） <input type="checkbox"/> 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が名古屋市建築物耐震改修促進計画に記載された道路（同法第5条第3項第2号又は第6条第3項第2号の規定に基づく道路）に接する既存耐震不適格建築物												
	耐震診断 <input type="checkbox"/> 実施した（ 年 月頃 診断の結果： ） <input type="checkbox"/> 実施の予定あり（ 年 月頃 ） <input type="checkbox"/> 実施の予定なし（理由： ） 耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 実施した（ 年 月頃 改修の方法（補強、免震、制震）： ） <input type="checkbox"/> 実施の予定あり（ 年 月頃 ） <input type="checkbox"/> 全体計画認定 <input type="checkbox"/> 実施の予定なし（理由： ） <input type="checkbox"/> 建替の予定あり（ 年 月頃 ）												
名古屋市駐車場条例	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建築物の敷地内</td> <td>一般車用駐車場</td> <td>(適合台数 台)</td> <td rowspan="3">適合台数は名古屋市駐車場条例に適合した整備台数を、必要台数は名古屋市駐車場条例に基づく義務台数を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>荷さばき駐車場</td> <td>(適合台数 台)</td> </tr> <tr> <td>車いす用駐車場</td> <td>(適合台数 台)</td> </tr> <tr> <td>敷地外</td> <td>一般車用駐車場</td> <td>(適合台数 台)</td> <td></td> </tr> </table>	建築物の敷地内	一般車用駐車場	(適合台数 台)	適合台数は名古屋市駐車場条例に適合した整備台数を、必要台数は名古屋市駐車場条例に基づく義務台数を記入してください。	荷さばき駐車場	(適合台数 台)	車いす用駐車場	(適合台数 台)	敷地外	一般車用駐車場	(適合台数 台)	
建築物の敷地内	一般車用駐車場		(適合台数 台)	適合台数は名古屋市駐車場条例に適合した整備台数を、必要台数は名古屋市駐車場条例に基づく義務台数を記入してください。									
	荷さばき駐車場		(適合台数 台)										
	車いす用駐車場	(適合台数 台)											
敷地外	一般車用駐車場	(適合台数 台)											
人によさしい街づくりの推進に関する条例 (人街条例)	1. 工事着工時期 <input type="checkbox"/> 平成17年7月以降 <input type="checkbox"/> 平成17年6月以前（2～6は記入不要）												
	2. 学校、病院、社会福祉施設、物品販売店舗、飲食店、事務所・工場（床面積が2,000㎡以上）等の特定施設（同条例施行規則第3条） <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない（3～6は記入不要）												
	3. 利用円滑化経路の維持管理												
	3-① 利用円滑化経路に係る改修等工事 <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない（3-②は記入不要）												
	3-② 改修等工事の実施箇所 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 敷地内通路 <input type="checkbox"/> その他												
	4. 道等から一の主要な出入口までの利用円滑化経路												
	4-① 段差の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
	4-② 傾斜路の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無												
	5. 一の主要な出入口の有効幅（ cm）												
	6. 車いす使用者用便所の維持管理												
6-① 床面積が1,000㎡以上の特定施設（事務所・工場については、不特定多数が利用する部分の床面積。共同住宅は対象外。） <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない（6-②は記入不要）													
6-② 車いす使用者用便所に係る改修等工事 <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない													
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	1. 特別支援学校、病院、福祉施設、物品販売店舗、飲食店等の特別特定建築物で床面積が2,000㎡以上（同法施行令第5条及び第9条） <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない												
	2. 建築物移動等円滑化基準の維持管理												
	2-① 建築物移動等円滑化基準に係る改修等工事 <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない（2-②は記入不要）												
2-② 改修等工事の実施箇所 <input type="checkbox"/> 出入口 <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> エレベーター <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 敷地内通路 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他													
3. 同法第17条の規定による認定（認定年月日： 年 月 日 番号： 指令住建審 指令住建指 第 号） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無													

記入上の注意

1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

2 (第一面) から (第二面) まで

(1) 「1. 前回指摘の改善状況」

前回報告において指摘ありの場合であって、その一部でも改善されているときは、「改善済」欄に○印を、「改善済の状況」欄にその状況を記入すること。改善されていないときは、「未改善」欄に○印を記入すること。

(2) 「2. 建築設備等の種類」

ア 設置されている設備について、調査・検査の対象にかかわらず該当する欄に○印を記入すること。

イ 建築設備等が設置されていない部分がある場合は、設置されていない理由に該当する欄に○印を記入すること。

(3) 「3. その他の法令」

ア 該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

イ 吹付け石綿等がある場合には、できる限り詳細な調査を実施し、記入すること。

ウ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」については、特定用途に該当する建築物のみ記入すること。

エ 「名古屋市駐車場条例」については、駐車場がある場合に記入すること。

3 付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図

(1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び建築設備図を添付すること。

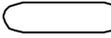
ア 上記図面には、(第二面) についての事項を明記すること。

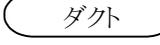
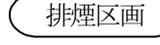
イ 配置図及び各階平面図は、調査結果表に添付する配置図及び各階平面図と兼ねることができる。

(2) 図面の大きさは、原則として日本工業規格A 3とすること。

(3) 各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

(4) 図面の記載内容に変更がない場合は、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更がある場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる(複写する場合は、着色は不要)。

(5) 図面には、下表のとおり的事项を記載すること。また、図面には、凡例を付し、で囲んだものは、着色すること。

各階平面図	建築設備図
<p>延焼のおそれのある部分</p> <p>非常用の進入口 (代替する窓を含む。)</p> <p> 防火区画 縦穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること</p> <p>非常用照明 [電源内蔵形]</p> <p>防火設備 [随時閉鎖又は、作動をできるもの(防火ダンパーを除く)]</p>	<p>[共通事項]</p> <p>① 縮尺(又は寸法)及び方位 ② 室名 ③ 避難階段及び特別避難階段 ④ エレベーター(非常用のものは、その旨記入すること。) ⑤ 電気室(自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。) ⑥ 中央管理室 ⑦ 屋上広場 ⑧ 空調機械室</p> <p> ダクト 換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。</p> <p>排煙口、排煙出口、換気扇</p> <p> 排煙区画</p> <p>防火ダンパー</p> <p>非常用照明 [電源別置型及び自家用発電装置]</p> <p>防火設備 [連動機構]</p>

建築設備定期検査票

(第一面)

1. 前回指摘の改善状況								
検査項目	未改善	改善済	改善済の状況					
換気設備								
排煙設備								
非常用の照明装置								
2. 建築設備等の種類								
換気設備	種類	自然換気	機械換気			中央管理方式の 空気調和設備	適用除外	既存 不適格
	場所		第1種	第2種	第3種			
	無窓居室							
	火気使用室							
居室等								
排煙設備	種類	自然排煙	機械排煙		平成12年建設省 告示第1436号	適用除外	既存 不適格	
	場所							
	特別避難階段の付室							
	非常用のエレベーター の乗降ロビー							
居室等								
非常用の 照明装置	種類	蓄電池 (内蔵形)	蓄電池 (別置形)	自家用発電装置		平成12年建設省 告示第1411号	適用除外	既存 不適格
	場所							
	居室							
	廊下							
階段								
防火設備	種類	常時閉鎖式を 除く防火扉	防火シャッター	耐火クロス スクリーン	ドレンチャー	その他 ()		
	設備の有無							
3. 大臣認定及び各種検証法の適用の有無 (「有」の場合は第二面を追加)								
旧建築基準法第38条に基づく大臣認定						□有・□無		
各種検証法の適用						□有・□無		

4. 大臣認定及び各種検証法		
① 旧建築基準法第38条による認定	(1) 適用・緩和条項	
	(2) 認定の概要	
	(3) 認定書等の書類が保管されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	(4) 認定時の状況が適法な状態に維持管理されているか。	
② 避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用 (階避難安全検証法)	(1) 適用階 (階)	
	(2) 適用除外の条項	
	(3) 検証法の概要	
	(4) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	(5) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。	
③ 避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用 (全館避難安全検証法)	(1) 適用除外の条項	
	(2) 検証法の概要	
	(3) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	(4) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。	

記入上の注意

1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

2 (第一面) から (第二面) まで

(1) 「1. 前回指摘の改善状況」

前回報告において指摘ありの場合であって、その一部でも改善されているときは、「改善済」欄に○印を、「改善済の状況」欄にその状況を記入すること。改善されていないときは、「未改善」欄に○印を記入すること。

(2) 「2. 建築設備等の種類」

ア 設置されている設備について、調査・検査の対象にかかわらず該当する欄に○印を記入すること。

イ 建築設備等が設置されていない部分がある場合は、設置されていない理由に該当する欄に○印を記入すること。

(3) 「3. 大臣認定及び各種検証法の適用の有無」

ア 大臣認定及び各種検証法の適用について、該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

イ 大臣認定及び各種検証法の適用について、いずれもない場合は(第二面)を省略できる。

(4) 「4. 大臣認定及び各種検証法」

ア 大臣認定及び各種検証法については、適用を受けている条項、場所、建築設備等の内容、維持管理の状況等を詳しく記入すること。

イ 該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

3 各階平面図及び建築設備図

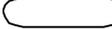
(1) 各階平面図及び建築設備図を添付すること。

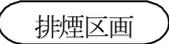
上記図面には、検査結果表で要正とされた箇所や撮影した写真の位置等を明記すること。

(2) 図面の大きさは、原則として日本工業規格A 3 とすること。

(3) 各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

(4) 図面の記載内容に変更がない場合は、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更がある場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる(複写する場合は、着色は不要)。

(5) 図面には、下表のとおり的事项を記載すること。また、図面には、凡例を付し、で囲んだものは、着色すること。

各階平面図	建築設備図
<p>延焼のおそれのある部分</p> <p>非常用の進入口 (代替する窓を含む。)</p> <p> 防火区画 縦穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること</p> <p>非常用照明 [電源内蔵形]</p> <p>防火設備 [随時閉鎖又は、作動をできるもの(防火ダンパーを除く)]</p>	<p>[共通事項]</p> <p>① 縮尺(又は寸法)及び方位 ② 室名 ③ 避難階段及び特別避難階段 ④ エレベーター(非常用のものは、その旨記入すること。) ⑤ 電気室(自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。) ⑥ 中央管理室 ⑦ 屋上広場 ⑧ 空調機械室</p> <p> ダクト</p> <p>換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。</p> <p>排煙口、排煙出口、換気扇</p> <p> 排煙区画</p> <p>防火ダンパー</p> <p>非常用照明 [電源別置型及び自家用発電装置]</p> <p>防火設備 [連動機構]</p>

防火設備定期検査票

(第一面)

1. 前回指摘の改善状況								
検査項目	未改善	改善済	改善済の状況					
防火設備								
2. 建築設備等の種類								
換気設備	種類	自然換気	機械換気			中央管理方式の 空気調和設備	適用除外	既存 不適格
	場所		第1種	第2種	第3種			
	無窓居室							
	火気使用室							
排煙設備	種類	自然排煙	機械排煙		平成12年建設省 告示第1436号	適用除外	既存 不適格	
	場所							
	特別避難階段の付室							
	非常用のエレベーター の乗降ロビー							
非常用の 照明装置	種類	蓄電池 (内蔵形)	蓄電池 (別置形)	自家用発電装置		平成12年建設省 告示第1411号	適用除外	既存 不適格
	場所							
	居室							
	廊下							
防火設備	種類	常時閉鎖式を 除く防火扉	防火シャッター	耐火クロス スクリーン	ドレンチャー	その他 ()		
	設備の有無							
3. 大臣認定及び各種検証法の適用の有無 (「有」の場合は第二面を追加)								
旧建築基準法第38条に基づく大臣認定						□ 有 ・ □ 無		
各種検証法の適用						□ 有 ・ □ 無		

4. 大臣認定及び各種検証法		
① 旧建築基準法第38条による認定	(1) 適用・緩和条項	
	(2) 認定の概要	
	(3) 認定書等の書類が保管されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	(4) 認定時の状況が適法な状態に維持管理されているか。	
② 避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用 (階避難安全検証法)	(1) 適用階 (階)	
	(2) 適用除外の条項	
	(3) 検証法の概要	
	(4) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	(5) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。	
③ 避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用 (全館避難安全検証法)	(1) 適用除外の条項	
	(2) 検証法の概要	
	(3) 検証法の適用に関する書類が保管されているか。	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	(4) 基準適用時の状況が適法な状態に維持管理されているか。	

記入上の注意

1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

2 (第一面) から (第二面) まで

(1) 「1. 前回指摘の改善状況」

前回報告において指摘ありの場合であって、その一部でも改善されているときは、「改善済」欄に○印を、「改善済の状況」欄にその状況を記入すること。改善されていないときは、「未改善」欄に○印を記入すること。

(2) 「2. 建築設備等の種類」

ア 設置されている設備について、調査・検査の対象にかかわらず該当する欄に○印を記入すること。

イ 建築設備等が設置されていない部分がある場合は、設置されていない理由に該当する欄に○印を記入すること。

(3) 「3. 大臣認定及び各種検証法の適用の有無」

ア 大臣認定及び各種検証法の適用について、該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

イ 大臣認定及び各種検証法の適用について、いずれもない場合は(第二面)を省略できる。

(4) 「4. 大臣認定及び各種検証法」

ア 大臣認定及び各種検証法については、適用を受けている条項、場所、建築設備等の内容、維持管理の状況等を詳しく記入すること。

イ 該当する項目の□欄をレ印でチェックするか、又は塗りつぶすこと。

3 各階平面図及び建築設備図

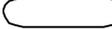
(1) 各階平面図及び建築設備図を添付すること。

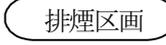
上記図面には、検査結果表で要正とされた箇所や撮影した写真の位置等を明記すること。

(2) 図面の大きさは、原則として日本工業規格A 3 とすること。

(3) 各階平面図が基準階として表現できる場合は、基準階平面図とすることができる。

(4) 図面の記載内容に変更がない場合は、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる。また、図面の記載内容に変更がある場合は、変更のある階について、各階平面図及び建築設備図を作成し、変更のない階については、前回の報告書に添付した図面を白焼きで複写したものを添付することができる(複写する場合は、着色は不要)。

(5) 図面には、下表のとおり事項を記載すること。また、図面には、凡例を付し、で囲んだものは、着色すること。

各階平面図	建築設備図
<p>延焼のおそれのある部分</p> <p>非常用の進入口 (代替する窓を含む。)</p> <p> 防火区画 縦穴区画、異種用途区画及び面積区画を着色により区別し、表現すること</p> <p>非常用照明 [電源内蔵形]</p> <p>防火設備 [随時閉鎖又は、作動をできるもの(防火ダンパーを除く)]</p>	<p>[共通事項]</p> <p>① 縮尺(又は寸法)及び方位 ② 室名 ③ 避難階段及び特別避難階段 ④ エレベーター(非常用のものは、その旨記入すること。) ⑤ 電気室(自家用発電装置又は蓄電池設備の別を記入すること。) ⑥ 中央管理室 ⑦ 屋上広場 ⑧ 空調機械室</p> <p> ダクト</p> <p>換気及び排煙を着色により区別し、表現すること。</p> <p>排煙口、排煙出口、換気扇</p> <p> 排煙区画</p> <p>防火ダンパー</p> <p>非常用照明 [電源別置型及び自家用発電装置]</p> <p>防火設備 [連動機構]</p>

名古屋市告示第 553号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 許可年月日及び許可番号
平成29年 4月 7日 29指令住開指第 9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
名古屋市緑区鳴海町字清水寺 6番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県春日井市瑞穂通八丁目58番地の 6
中央不動産販売株式会社
代表取締役 丹羽 智

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 554号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画用途地域

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 555号

名古屋都市計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別用途地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画特別用途地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 556号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画高度地区

- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 557号

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋都市計画風致地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画風致地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類

名古屋都市計画風致地区

2 都市計画を変更する土地の区域

東山風致地区 名古屋市千種区池上町、鹿子町、鹿子殿、唐山町、清住町、新池町、園山町、高峯町、天白町大字植田字植田山、東明町、徳川山町、田代町字鹿子殿、字瓶杵及び字唐山、仁座町、猫洞通、萩岡町、東山通、東山元町、日和町、平和公園一丁目、平和公園二丁目、平和公園三丁目、星が丘元町、星が丘山手並びに本山町

名古屋市昭和区高峯町、妙見町、八事富士見及び山手通

名古屋市名東区植園町、山香町、高針荒田、にじが丘、藤巻町、平和が丘一丁目、平和が丘二丁目及び平和が丘三丁目

名古屋市天白区天白町大字植田字植田山並びに大字八事字裏山及び字山田

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 559号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画地区計画 妙見町地区計画

- 2 都市計画を決定する土地の区域
名古屋市昭和区妙見町及び山手通 3丁目の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 560号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚、字安川原、字川原及び字西浦の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 561号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 上志段味まちづくり地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚、字海東、字川原、字竹ノ腰及び字細川原の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 562号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行者静岡市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者について、その書類の受領を拒んだので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が当該土地区画整理事業施行地区内の静岡市葵区長沼 837地内の掲示板に掲示されています。

平成29年 8月23日

名古屋市長 河 村 たかし

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
和田 晃典	名古屋市瑞穂区春山町 13番地の 2 シーズリバティ春山F ー 2号	静岡市駿河区曲金六丁目 369番 4 静岡市駿河区曲金六丁目 370番 静岡市駿河区曲金六丁目 371番 5

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 563号

告示の訂正について

平成29年名古屋市告示第 356号（農用地利用集積計画について）の一部を次のとおり訂正します。

平成29年 8月24日

名古屋市長 河 村 たかし

3の利用権の設定を行う者の氏名及び住所の表中、整理番号 3及び 5の項中の住所の「番」を「番地」に、整理番号 4の項中の住所の「名古屋市港区西福田四丁目2102番」を「名古屋市港区西福田一丁目2102番地」に訂正します。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 564号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除します。

平成29年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定を解除する区域

平成29年名古屋市告示第 392号により指定した区域の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壤含有量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 565号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
特定非営利活動法人オレンジの会 名古屋市中村区椿町19番 7号	情報センターNOAH 名古屋市中村区竹橋町17番 9号	就労継続支援B型	2310100876	平成29年7月 1日
株式会社健友社 名古屋市中村区猪之越町 2丁目 1番 13号	健友社 名古屋市中村区猪之越町 2丁目 1番 13号	重度訪問介護	2310101205	平成29年7月 1日
株式会社ジェネラス 名古屋市中区千代田二丁目16番28号	ヘルパーステーションKODOU 名古屋市中村区亀島一丁目 4番 4号	居宅介護 重度訪問介護	2310101213	平成29年7月 1日
一般社団法人チャレンジ 名古屋市中区丸の内	彩樹丸の内 名古屋市中区丸の内三丁目 7番 9号	就労継続支援B型	2316100870	平成29年7月 1日

内三丁目 7番 9号				
株式会社シャイン コム 名古屋市東区葵二 丁目 3番15号	キッズアカデミー ころん昭和校 名古屋市昭和区折 戸町 5丁目22番地	短期入所	2316200837	平成29年 7月 1日
株式会社 s 2 c n 名古屋市北区辻町 5丁目35番地の 3	訪問介護人と季 名古屋市北区辻町 5丁目35番地の 3	同行援護	2317301238	平成29年 7月 1日
合同会社澄 名古屋市守山区川 西一丁目1302番地	ヘルパーステーシ ョンミーテ 名古屋市北区辻本 通 4丁目10番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301287	平成29年 7月 1日
株式会社W e l f a r eすずらん 名古屋市守山区幸 心三丁目1202番地	ヘルパーステーシ ョンすずらん喜多 山 名古屋市守山区野 萩町 9番38号	居宅介護 重度訪問介護	2317601496	平成29年 7月 1日
株式会社まほろば 名古屋市名東区猪 高台二丁目 401番 地	訪問介護柔 名古屋市名東区猪 高台二丁目 401番 地	居宅介護 重度訪問介護	2318001092	平成29年 7月 1日
株式会社W e l f a r eすずらん 名古屋市守山区幸 心三丁目1202番地	ヘルパーステーシ ョンすずらん有松 名古屋市緑区桶狭 間巻山 714番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501182	平成29年 7月 1日
株式会社T E A M. G 福岡県福岡市博多 区吉塚八丁目 8番 6号	D R E A M P A R K名古屋 名古屋市緑区鳴海 町字下汐田 167番 地の 1	就労継続支援 A型	2318501190	平成29年 7月 1日

特定非営利活動法人名古屋市民生活支援センター 名古屋市昭和区檀溪通 4丁目48番地の 1	フランシール 名古屋市中川区富田町大字榎津字郷北1807番地の 1	共同生活援助	2321300168	平成29年 7月 1日
一般社団法人市民福祉ネット 名古屋市中川区一色新町三丁目 825 番地	グループホームまごころ 名古屋市中川区一色新町三丁目 825 番地	共同生活援助	2321300176	平成29年 7月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 566号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人ネクストライフ 名古屋市天白区原一丁目1611番地	相談支援事業所ライフデザイン 名古屋市天白区原一丁目2402番地の1	一般相談支援 特定相談支援	2336400136	平成29年 7月 1日
		障害児相談支援	2376400137	
一般社団法人グースマイル 名古屋市中区金山三丁目 7番 9号	a m o 名古屋市守山区森孝東一丁目 303番地	特定相談支援	2337600221	平成29年 7月 1日
		障害児相談支援	2377600222	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 567号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人ゆめネット 名古屋市中川区荒子二丁目60番地	ゆめサロン 名古屋市中川区中郷四丁目 195番地	短期入所	2311300368	平成29年 6月30日
一般社団法人チャレンジ 名古屋市中区丸の内三丁目 7番 9号	チャレンジ 名古屋市中区丸の内三丁目 7番 9号	就労継続支援 A型	2311300954	平成29年 6月30日
特定非営利活動法人東京都生活支援センター 東京都江東区青梅二丁目 7番 4号	フランシール 名古屋市中川区富田町大字榎津字郷北1807番地の 1	共同生活援助	2321300119	平成29年 6月30日
一般社団法人高次脳機能障害ネット	グループホームみらい	共同生活援助	2321300127	平成29年 6月30日

ワーク 名古屋市中川区開 平町 1丁目35番地	名古屋市中川区一 色新町三丁目 825 番地			
-------------------------------	------------------------------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第13項において準用する同条第10項の規定により、この告示の日から換地処分の公告の日まで、名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所に於いて、午前 8時45分から午後 5時15分まで一般の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

平成29年 8月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

平成12年 3月30日から平成34年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市中村区運河町、下米野町 1丁目、下広井町 1丁目、平池町 4丁目、牧野町字六反田、名駅南一丁目、名駅南四丁目及び名駅南五丁目の各一部
名古屋市中川区西日置町字一畝町田、字上鶉垂、字北鶉垂及び字流の各全部

名古屋市中川区運河町、運河通 1丁目、月島町、西日置町字長島、福住町、名駅南四丁目及び名駅南五丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号

6 事業計画決定の年月日

平成12年 3月30日

7 変更の年月日

平成29年 8月25日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部

ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市教育委員会告示第30号

名古屋市指定文化財の指定について

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例（昭和47年名古屋市条例第 4号）第 2条第 1項の規定により、次の表に掲げる文化財を名古屋市指定有形文化財に指定する。

平成29年 8月21日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市指定有形文化財

種 別	名 称	員 数	所 在 場 所	所 有 者
建造物	笠覆寺（笠寺観音）			
	本 堂	1 棟	名古屋市南区笠寺町 字上新町83番地	宗教法人 笠覆寺
	多宝塔	1 棟		
	仁王門	1 棟		
鐘 楼	1 棟			
絵 画	伊勢参宮図屏風	6曲 1隻	名古屋市瑞穂区瑞穂 通 1丁目27番地の 1 (名古屋市博物館)	名古屋市

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 8月22日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸栄本店・栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 301-1 外47筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)丸栄	代表取締役 野原 太二 雄	名古屋市中 区栄三丁目 3番 1号	変更なし	代表取締役 濱島 吉充	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
(株)丸栄	代表取締役 野原 太二 雄	名古屋市中 区栄三丁目 3番 1号	変更なし	代表取締役 濱島 吉充	変更なし

3 変更の日

平成29年 5月31日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成29年 7月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 8月22日から同年12月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成29年12月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

下記の土地に係る土地改良事業の参加資格の交替については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 3条第 2項の規定により承認したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第 295号）第 1条の 3第 3項の規定により公告する。

なお、本申出の関係書類は、名古屋市農業委員会事務局農政課に備えおく。

平成29年 8月25日

名古屋市農業委員会 会長 上田 幸雄

1 土地改良事業の実施主体

申出に係る土地において施行されている土地改良事業

2 参加資格を交替しようとする者（土地所有者）

名古屋市港区善進町 8丁目23番地

小坂井 悦子 始め18名

3 現資格者（使用収益権者）

名古屋市港区大西一丁目40番地

株式会社JA名古屋ファーム

4 申出に係る土地

名古屋市港区藤高四丁目67 田 331㎡ 始め57筆 37,510㎡

名古屋市農業委員会事務局農政課